

京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で開催されるイベント等において、乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして活用するため、移動式赤ちゃんの駅（次条に規定する貸出備品の総称をいう。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出しする備品は、次のとおりとする。

- (1) テント一式
- (2) おむつ交換台
- (3) 授乳用椅子

(貸出条件)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内でイベント等を主催する団体
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (3) 営利を目的としないイベント等
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
- (5) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

(貸出しの申請)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の3箇月前から7日前までの間に申請書を提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第5条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、申請順に貸出しの可否を決定するものとする。

(貸出期間)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、町長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第8条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、自ら移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、貸出しの期間内に返却しなければならない。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を返却するときは、破損又は汚損等の有無について十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。

(2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。

(3) 移動式赤ちゃんの駅を適切に管理し、破損、汚損又は紛失等が生じたときは、直ちに町長に報告すること。

(4) 移動式赤ちゃんの駅の使用によって生じた事故等について、その責任を負うこと。

(5) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(原状回復)

第10条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を破損、汚損又は紛失等したときは、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、これを原状に回復しなければならない。

2 町長は、使用者が移動式赤ちゃんの駅を補修等が困難な状態まで破損し、若しくは汚損した場合又は移動式赤ちゃんの駅の全部若しくは一部を紛失した場合は、使用者に対し実費を弁償させることができるものとする。

(免責)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、町は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

京丹波町長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けたいので、京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸 出 備 品	☐ テント一式 ☐ おむつ交換台 ☐ 授乳用椅子 ※借りたい備品に ☒ チェックマークを付けてください。	
イベント等	名 称	
	内 容	
	開催時期	
	開催場所	
連 絡 先	氏 名 電話番号	

※イベント等の内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。

年 月 日

京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出承認（不承認）通知書

様

京丹波町長

年 月 日付けで申請のあった移動式赤ちゃんの駅の貸出しについては、下記のとおり承認した（不承認とした）ので、京丹波町移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

☐承認

貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸出備品	☐ テント一式 ☐ おむつ交換台 ☐ 授乳用椅子	
イベント等	名 称	
	開催時期	
	開催場所	

承認の条件

- (1) 移動式赤ちゃんの駅の目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 承認を受けた団体は、正しい方法で管理及び使用し、使用によって生じた事故等については、一切の責任を負うこと。
- (4) 返却の際は、汚れをふき取り、破損や損失がないか確認すること。
- (5) 貸出備品を汚損若しくは破損又は紛失したときは、直ちに町長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償すること。

☐不承認

不承認とした理由